

○兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例

昭和 46 年 10 月 13 日条例第 58 号

改正

昭和 49 年 9 月 26 日条例第 55 号

昭和 54 年 3 月 14 日条例第 10 号

昭和 55 年 3 月 26 日条例第 5 号

昭和 56 年 3 月 27 日条例第 11 号

昭和 58 年 3 月 16 日条例第 10 号

昭和 60 年 3 月 27 日条例第 6 号

昭和 61 年 3 月 27 日条例第 4 号

昭和 62 年 3 月 14 日条例第 5 号

平成元年 3 月 28 日条例第 5 号

平成 2 年 3 月 28 日条例第 21 号

平成 3 年 3 月 15 日条例第 6 号

平成 4 年 3 月 27 日条例第 7 号

平成 5 年 3 月 29 日条例第 5 号

平成 5 年 12 月 20 日条例第 39 号

平成 7 年 3 月 13 日条例第 4 号

平成 9 年 3 月 27 日条例第 4 号

平成 10 年 3 月 27 日条例第 9 号

平成 13 年 3 月 28 日条例第 8 号

平成 14 年 3 月 11 日条例第 2 号

平成 16 年 3 月 26 日条例第 7 号

平成 17 年 10 月 7 日条例第 67 号

平成 19 年 3 月 16 日条例第 9 号

平成 30 年 3 月 22 日条例第 28 号

兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 助産師、看護師及び歯科衛生士（以下「看護師等」という。）として必要な知識及び技術を教授し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図るため、看護師等の養成所として、兵庫県立総合衛生学院（以下「学院」という。）を置く。

一部改正〔昭和 49 年条例 55 号・平成 5 年 39 号・14 年 2 号・17 年 67 号〕

(位置)

第 2 条 学院の位置は、神戸市長田区海運町 7 丁目とする。

(入学資格)

第 3 条 学院に入学することのできる者は、規則で定める資格を有する者で入学考査に合格したものである。

(授業料等の徴収)

第 4 条 県は、学院に入学した者から授業料を、学院の入学の許可を受けた者から入学料を、入学試験を受ける者から入学考査料を徴収する。

2 前項の授業料、入学料及び入学考査料の額は、次のとおりとする。

(1) 授業料 月額 9,900 円

(2) 入学料 5,650 円

(3) 入学考査料 2,200円

全部改正〔昭和54年条例10号〕、一部改正〔昭和55年条例5号・56年11号・58年10号・60年6号・61年4号・62年5号・平成元年5号・2年21号・3年6号・4年7号・5年5号・7年4号・9年4号・10年9号・13年8号・16年7号・19年9号・30年28号〕

(授業料等の免除)

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料、入学料及び入学考査料の全部又は一部を免除することができる。

追加〔昭和54年条例10号〕

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、学院の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和54年条例10号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定(授業料に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(兵庫県立歯科衛生士専門学院の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 兵庫県立歯科衛生士専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和38年兵庫県条例第79号)は、廃止する。

附 則(昭和49年9月26日条例第55号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月14日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

4 施行日前に現に兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校(以下「厚生専門学院等」という。)に在学している者の授業料の額については、第6条から第8条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和54年度に厚生専門学院等に入学した者の授業料の額については、第6条から第8条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、1箇月につき2,400円とする。

附 則(昭和55年3月26日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 昭和55年4月1日前に現に兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院及び兵庫県立学校に在学している者(兵庫県立大学の聴講生及び研究生並びに兵庫県立高等学校の定時制及び通信制の課程に在籍している者を除く。)の授業料の額については、第5条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の厚生専門学院条例」という。)第3条第2項第1号の規定、第6条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の総合衛生学院条例」という。)第4条第2項第1号の規定及び第13条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和55年度に兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に入学した者の授業料の額については、改正後の厚生専門学院条例第3条第2項第1号の規定及び改正後の総合衛生学院条例第4条第2項第1号の規定にかかわらず、1箇月につき4,800円とする。

附 則（昭和 56 年 3 月 27 日条例第 11 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 昭和 56 年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、第 2 条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和 56 年度に兵庫県立高等学校（専攻科を除く。）に入学した者に係る入学料の徴収については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和 56 年 4 月 1 日前に第 3 条から第 11 条まで、第 13 条、第 16 条から第 25 条まで及び第 27 条から第 31 条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用、使用又は受講の許可を受けた者（第 18 条の規定による改正前の兵庫県立勤労青少年寮の設置及び管理に関する条例の規定に基づき寮室の利用の許可を受けた者を除く。）に係る使用料又は受講料の額については、第 3 条から第 11 条まで、第 13 条、第 16 条から第 25 条まで及び第 27 条から第 31 条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和 56 年 4 月 1 日前に兵庫県玉津福祉センターの特別病室に入室した者に係る当該室料の額については、第 12 条の規定による改正後の兵庫県玉津福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 昭和 56 年度に兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院及び兵庫県立農業大学校に入学した者に係る入学料の額については、第 14 条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定、第 15 条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第 23 条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 昭和 56 年 4 月 1 日前に第 27 条の規定による改正前の兵庫県立都市公園条例の規定により発行した回数券については、同日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間は、なお効力を有する。

8 昭和 56 年 4 月 1 日前に交付の申請をしている者に係る自動車保管場所手数料の額については、第 32 条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 3 月 16 日条例第 10 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）の額並びに施行日前に兵庫県立大学附属幼稚園に在学している者の保育料の額については、第 2 条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定、第 5 条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第 6 条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学、編入学又は再入学をした者（定時制の課程に編入学した者で別に教育委員会が定めるものを除く。）の授業料の額は、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

4 昭和 58 年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 施行日前に第3条の規定による改正前の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条の規定による改正後の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月27日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和61年3月27日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)の額並びに施行日前に兵庫県立大学附属幼稚園に在学している者の保育料の額については、(中略)第3条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年3月14日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月28日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に(中略)兵庫県立総合衛生学院(中略)に在学している者(中略)の授業料(中略)の額については、(中略)第4条の規定による改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例(以下「改正後の病院事業条例」という。)(中略)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、(中略)兵庫県立総合衛生学院に転入学をした者の授業料の額については、改正後の(中略)総合衛生学院条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則 (平成2年3月28日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成2年度に兵庫県立高等学校に入学しようとする者の入学考査料の額並びに同年度に兵庫県立大学(附属幼稚園を含む。)に入学しようとする者の入学考査料及び入学料の額については、第1条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月15日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成4年3月27日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 3 施行日前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立女子高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては受講料。以下同じ。）の額並びに施行日前に兵庫県立大学附属幼稚園に在学している者の保育料の額については、第3条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）、第7条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の厚生専門学院条例」という。）、第8条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の総合衛生学院条例」という。）、第11条の規定による改正後の兵庫県立職業訓練校の設置及び運営に関する条例、第12条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例及び第13条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学又は編入学をした者（兵庫県立高等学校の定時制課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。）並びに兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に転入学をした者の授業料の額並びに兵庫県立大学附属幼稚園に編入学をした者の保育料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の厚生専門学院条例及び改正後の総合衛生学院条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則（平成5年3月29日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月20日条例第39号）

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成7年3月13日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校、兵庫県立大学（附属幼稚園を含む。以下同じ。）、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校、兵庫県立淡路看護専門学校、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立女子高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者（兵庫県立大学の科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。）の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては受講料、兵庫県立大学附属幼稚園にあっては保育料。以下同じ。）の額については、第1条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）、第2条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の厚生専門学院条例」という。）、第3条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の総合衛生学院条例」という。）、第4条の規定による改正後の兵庫県立病院事業の設置等に関する条例（以下「改正後の病院事業条例」という。）、第5条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例、第6条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例及び第7条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校及び兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者（兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。）並びに兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例、

改正後の厚生専門学院条例、改正後の総合衛生学院条例及び改正後の病院事業条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

- 4 平成7年度に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に入学しようとする者の入学考査料の額並びに同年度に兵庫県立大学に入学しようとする者の入学考査料及び入学料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の厚生専門学院条例及び改正後の総合衛生学院条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月27日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成10年3月27日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校、兵庫県立淡路看護専門学校、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立女子高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)の額については、(中略)第4条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の総合衛生学院条例」という。)

(中略)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学又は編入学をした者(兵庫県立高等学校の定時制課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。)並びに兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校、兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、(中略)改正後の総合衛生学院条例(中略)の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則 (平成13年3月28日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立介護福祉高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)の額については、(中略)第4条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の総合衛生学院条例」という。)(中略)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学又は編入学をした者(兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。)並びに兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に転入学をした者の授業料の額については、(中略)改正後の総合衛生学院条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則 (平成14年3月11日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。（後略）
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校、兵庫県立農業大学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）の額については、第 8 条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）、第 10 条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の厚生専門学院条例」という。）、第 11 条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の総合衛生学院条例」という。）、第 23 条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例、第 24 条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例、第 25 条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例及び第 46 条の規定による改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例（以下「改正後の病院事業条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学又は編入学をした者（兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。）並びに兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の厚生専門学院条例、改正後の総合衛生学院条例及び改正後の病院事業条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則（平成 17 年 10 月 7 日条例第 67 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 16 日条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（後略）
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校の後期課程に在学している者並びに兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校、兵庫県立農業大学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）の額については、第 5 条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）、第 7 条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の総合衛生学院条例」という。）、第 9 条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例、第 10 条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例、第 11 条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例及び第 23 条の規定による改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例（以下「改正後の病院事業条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校の後期課程に転学又は編入学をした者（兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。）並びに兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の総合衛生学院条例及び改正後の病院事業条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日条例第 28 号）

この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。